

# 国立大学法人群馬大学徽章等取扱要項

平成18.4.1 制定

平成23.4.14 平成24.4.1

改正 平成29.11.1

## (趣 旨)

第1 この要項は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）の徽章及びロゴマーク（以下「徽章等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (基本原型)

第2 徽章の基本原型は、別紙1-1のとおりとし、その寸法の割合は、別紙1-2のとおりとする。

2 ロゴマークの基本原型は、別紙2-1のとおりとし、その寸法の割合は、別紙2-2のとおりとする。

## (使 用)

第3 徽章等の使用は、次のとおりとする。

(1) 原則として、第2に定める基本原型による。

(2) 学内者が徽章等を使用する場合は、第4に定める使用許可基準を遵守することとし、学外者が徽章等を使用する場合は、別紙3により学長に願い出て、その使用許可を得なければならない。

(3) 学内者は、本学の各種パンフレット、封筒、ホームページ、レターヘッドなど本学が行う各種活動の配布物及び出版物等には、徽章等の使用に努めるものとする。

## (使用許可基準)

第4 徽章等の使用許可基準は、次のとおりとする。

(1) 本学の事業に関する施策の普及若しくは広報に寄与し、又は教育、学術、文化、体育の普及若しくは向上に寄与すること。

(2) 本学の利益、名誉、信用等を損なうおそれがないこと。

(3) 第2に定める基本原型に著しく反する使用でないこと。

## (使用取消及び停止)

第5 学長は、第4の使用許可基準を遵守しないと認めた場合は、徽章等の使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

## (事 務)

第6 徽章等の使用に関する事務は、総務部総務課において行う。

## (雑 則)

第7 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## (要項の改廃)

第8 この要項の改廃は、国立大学法人群馬大学広報本部の議に基づき、学長が行う。

## 附 則

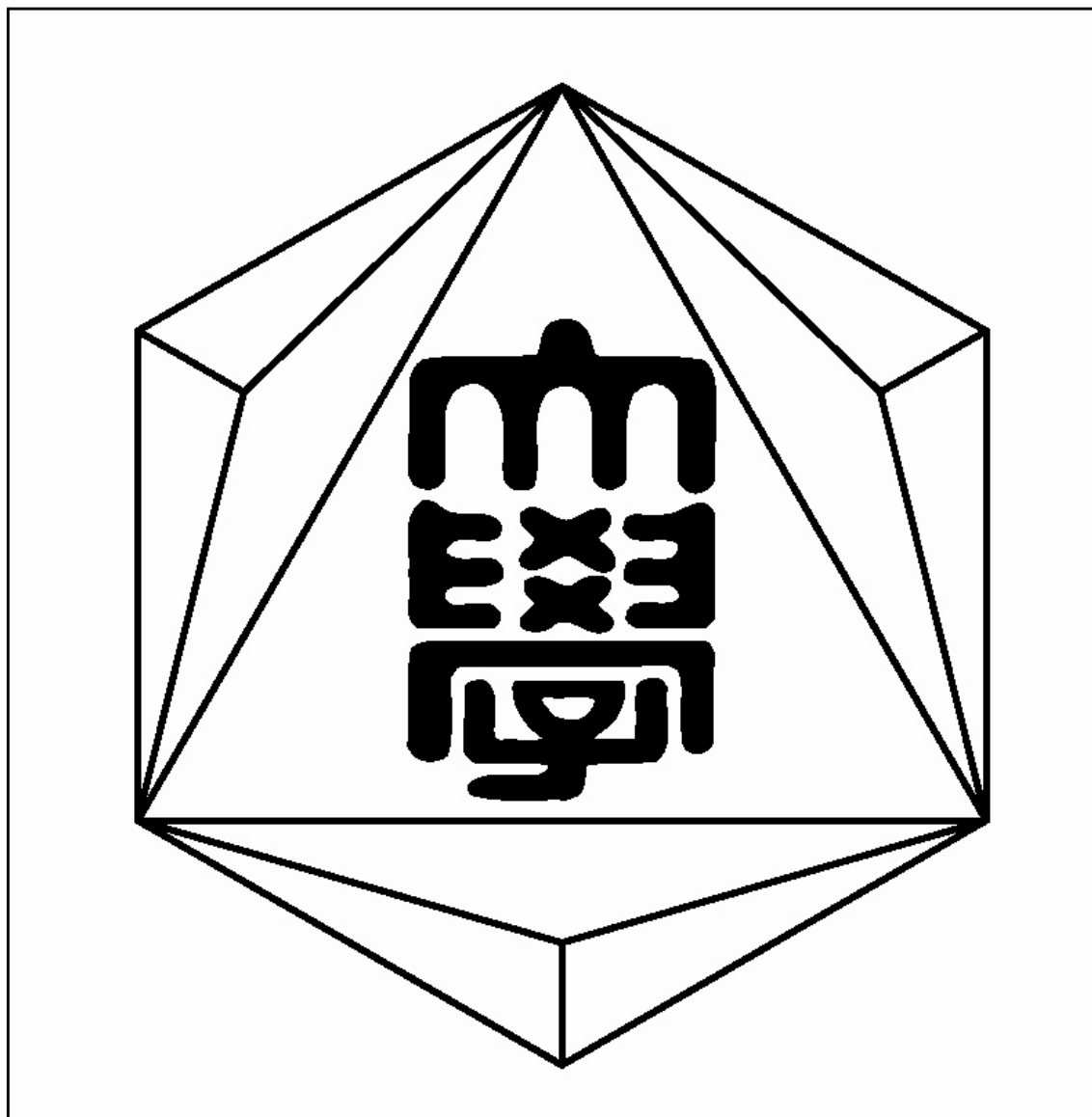
この要項は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この要項は、平成29年11月1日から施行する。

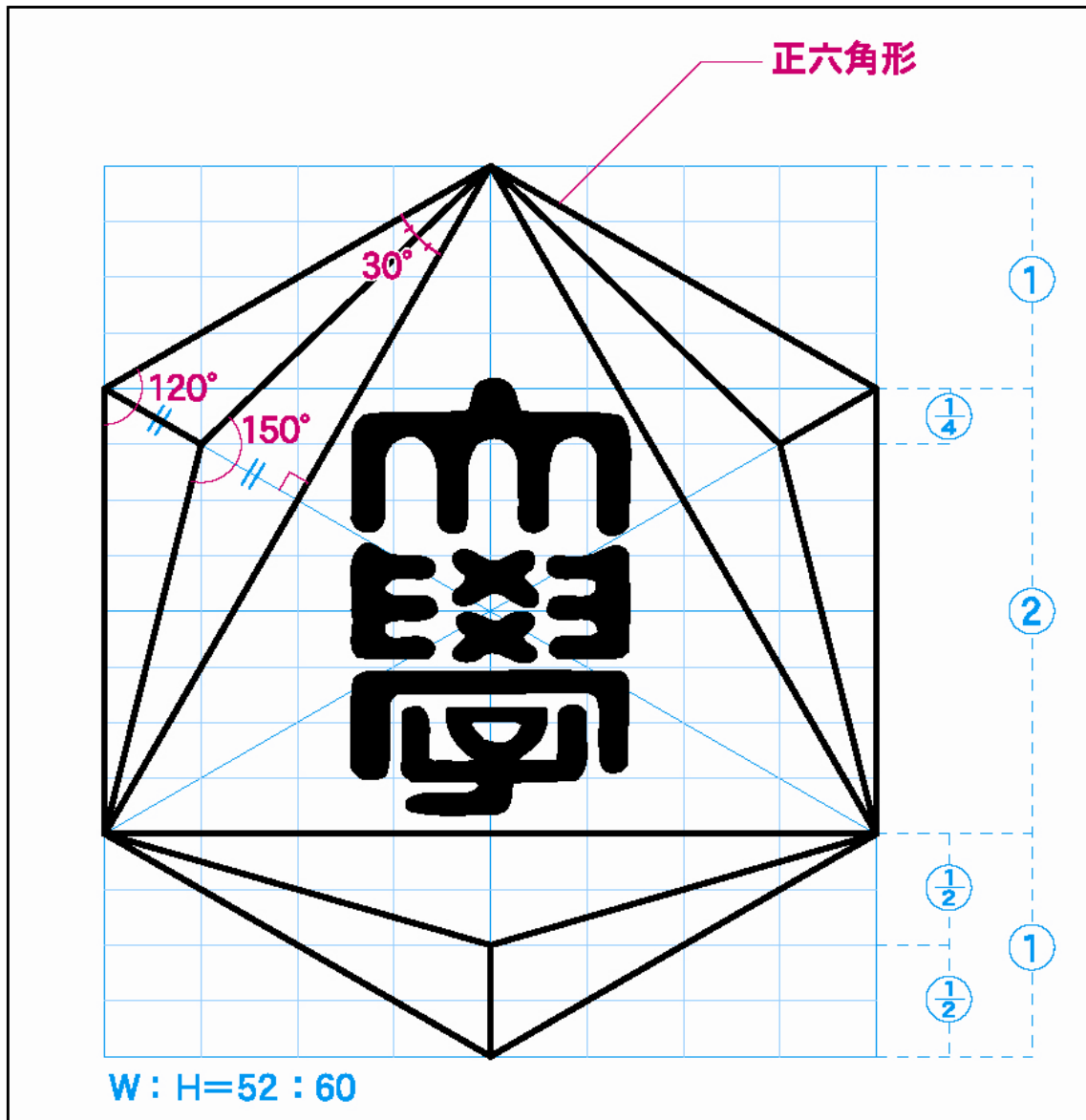
別紙 1 - 1 (第 2 關係)

【基本原型】



別紙 1 - 2 (第 2 関係)

【寸法の割合】



別紙 2 - 1 (第 2 関係)

【基本原型】



【コンセプト】

群馬大学の英文頭文字「G」をモチーフに緑と青で豊かな自然環境を示し、学生の成長と活躍をイメージして、新しい未来の創造と、社会へ貢献する大学の存在感を表現した。

別紙 2 - 2 (第 2 関係)

【寸法の割合】



別紙 3 (第 3 関係)

国立大学法人群馬大学徽章等使用申請書

平成 年 月 日

国立大学法人  
群馬大学長 殿

国立大学法人群馬大学の徽章等を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

氏名（団体等の場合はその団体等の名称及び代表者氏名）	印
住所（団体等の場合はその団体等の所在地）	〒
連絡先電話番号	
団体等の事業概要	
使用目的	
使用方法	
備考	

(注) 使用する図案又はデザインを添付すること。